

第 3 6 号 議 案

足立区文化芸術振興基金条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区文化芸術振興基金条例

(設 置)

第 1 条 文化芸術の振興を図るため、足立区文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積 立 て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところによる。

(管 理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収 益 の 使 途 等)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、この基金の目的とする事業に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰 替 運 用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第 6 条 区長は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。

（ 委任 ）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 2 日から施行する。

（ 提案理由 ）

文化芸術振興基金を創設する必要があるので、この条例案を提出いたします。